

103 訪問看護費

点検項目	点検事項	点検結果		
准看護師の訪問		☐	該当	
理学療法士等の訪問		☐	該当	訪問看護計画書における 看護師等及び理学療法士等の署名
1日に2回を超えて指定 訪問看護を行う場合の減 算	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が1日に2回を超え て指定訪問看護を行う	☐	該当	
高齢者虐待防止措置実施 の有無	次にあげるすべての高齢者虐待防止に関する事項を運営基 準に規定し、措置を講じていること	☐	該当	
	高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な 開催	☐	該当	
	高齢者虐待防止のための指針を整備	☐	該当	
	高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施	☐	該当	
	高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者の選定	☐	該当	
業務継続計画策定の有無 (令和7年3月31日ま での間、経過措置)	運営基準に規定する業務継続計画の策定等の措置を講じて いること	☐	あり	業務継続計画の策定
夜間加算	18時～22時	☐	該当	サービス提供票
深夜加算	22時～6時	☐	該当	サービス提供票
早朝加算	6時～8時	☐	該当	サービス提供票
2人以上による訪問看護	一人で看護を行うことが困難な場合	☐	該当	
	看護師等（保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業 療法士若しくは言語聴覚士）	☐	該当	
	看護師等と看護補助者との訪問	☐	該当	
1時間30分以上の訪問 看護	特別管理加算の算定者であり1時間30分以上の訪問看護を した場合	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
同一建物減算	事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」とする。）	☐	該当	
	1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者	☐	該当	
	1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の利用者	☐	該当	
特別地域加算	厚生労働大臣の定める地域	☐	該当	
中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣の定める地域	☐	該当	
	1月あたりの訪問回数が100回以下	☐	該当	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域	☐	該当	
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	看護に関する相談に常時対応し、緊急時の訪問を必要に応じ行うことができる体制	☐	あり	
	利用者の同意	☐	あり	同意書等(規定はなし)
	早朝・夜間、深夜加算	☐	2回目以降	サービス提供票
	他の事業所で当該加算の算定の有無	☐	なし	
	24時間対応体制加算の算定(医療保険)	☐	なし	
	看護業務負担軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備 (ア又はイを含むいずれか2項目以上を満たしている。)	☐	該当	
	ア 夜間対応した翌日の勤務感覚の確保	☐	該当	
	イ 夜間対応に係る勤務の連続回数が2連続(2回)まで	☐	該当	
	ウ 夜間対応後の暦日の休日確保	☐	該当	
	エ 夜間勤務のニーズを踏まえた勤務体制の工夫	☐	該当	
	オ ICT, AI, IoT等の活用による業務負担軽減	☐	該当	
	カ 電話等による連絡及び相談を担当する者に対する支援体制の確保	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	看護に関する相談に常時対応し、緊急時の訪問を必要に応じ行うことができる体制	☐	あり	
	利用者の同意	☐	あり	同意書等(規定はなし)
	早朝・夜間、深夜加算	☐	2回目以降	サービス提供票
	他の事業所で当該加算の算定の有無	☐	なし	
	24時間対応体制加算の算定(医療保険)	☐	なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携	☐	あり	
	准看護師の訪問	☐	該当	
	保健師、看護師又は理学療法士等の訪問	☐	該当	
	緊急時訪問看護加算の届出	☐	あり	
	都道府県知事等への届出	☐	あり	
	利用者の要介護状態区分が要介護5	☐	該当	
特別管理加算(Ⅰ)	在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態	☐	該当	主治医の指示書等
	計画的な管理の実施	☐	あり	訪問看護計画書、訪問看護記録書等
	他の訪問看護ステーション等で当該加算の算定	☐	なし	
	症状が重篤の場合医師による診療を受診できるような支援	☐	あり	
特別管理加算(Ⅱ)	1 在宅自己腹膜灌(かん)流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼(とう)痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態	☐	該当	主治医の指示書等
	2 人工肛(こう)門又は人工膀胱(ぼうこう)を設置している状態	☐	該当	主治医の指示書等
	3 真皮を越える褥瘡(じよくそう)の状態	☐	該当	主治医の指示書等

点検項目	点検事項	点検結果		
	4 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態	☐	該当	主治医の指示書等
	計画的な管理の実施	☐	あり	訪問看護計画書、訪問看護記録書等
	他の訪問看護ステーション等で当該加算の算定	☐	なし	
	症状が重篤の場合医師による診療を受診できるような支援	☐	あり	
専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行っている	☐	該当	
	専門の研修を受けた看護師が一月に1回以上指定訪問看護を行っている	☐	該当	
	特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行っている	☐	該当	
ターミナルケア加算	次の1又は2に該当	☐	該当	
	1 末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）をいう。）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸（けい）髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態が、死亡日及び死亡日前14日以内に含まれる。	☐	該当	
	2 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態が、死亡日及び死亡日前14日以内に含まれる。	☐	該当	
	24時間連絡及び訪問の体制	☐	あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
	主治医と連携のもとターミナルケア計画及び支援体制を利用者、家族に説明と同意	☐	あり	訪問看護記録書
	ターミナルケア提供についての身体状況の変化等必要な記録	☐	あり	
	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上 of ターミナルケアの実施（ターミナルケア後24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。）	☐	あり	サービス提供票
	他の訪問看護ステーション等で当該加算の算定	☐	なし	
遠隔死亡診断補助加算	情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が配置されていること	☐	該当	
	医科診療報酬点数表の区分番号C001の注8に規定する死亡診断加算を算定する利用者である	☐	該当	（医科診療報酬点数表の区分番号C001—2の注6の規定により準用する場合（指定特定施設入居者生活介護事業者の指定を受けている有料老人ホームその他これに準ずる施設が算定する場合を除く。）を含む。）
	主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った	☐	該当	
主治の医師の特別な指示	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携	☐	あり	
	急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別な指示	☐	あり	
理学療法士等の訪問による減算	次に掲げる基準のいずれかに該当すること	☐	該当	
	イ 当該訪問看護事業所における前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えている	☐	該当	
	ロ 緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していない	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
------	------	------	--

理学療法士等による訪問看護の評価の見直し（全体イメージ）

○ 次の基準のいずれかに該当する場合に以下の通り減算する

- ① 前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えていること
- ② 緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していないこと

訪問看護費

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問		②緊急時訪問看護加算、特別管理加算、看護体制強化加算	
		算定している	算定していない
①訪問回数	看護職員≧リハ職	—	<u>8単位減算（新設）</u>
	看護職員<リハ職	<u>8単位減算（新設）</u>	<u>8単位減算（新設）</u>

介護予防訪問看護費

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問		②緊急時訪問看護加算、特別管理加算、看護体制強化加算	
		算定している	算定していない
①訪問回数	看護職員≧リハ職	12月を超えて行う場合は5単位減算（現行のまま）	<u>8単位減算（新設）※</u>
	看護職員<リハ職	<u>8単位減算（新設）※</u>	<u>8単位減算（新設）※</u>

※12月を超えて訪問を行う場合は更に15単位減算（新設）

初回加算（Ⅰ）	過去2月の利用実績がない	☐ 該当	サービス提供記録等
	病院、診療所等から退院した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合	☐ 該当	
	初回加算（Ⅱ）を算定していない	☐ 該当	
初回加算（Ⅱ）	過去2月の利用実績がない	☐ 該当	サービス提供記録等

点検項目	点検事項	点検結果		
初回加算 (Ⅱ)	初回加算 (Ⅰ) を算定していない	☐	該当	
退院時共同指導加算	共同指導の内容を文書により提供	☐	あり	
	退院又は退所後に訪問	☐	あり	
	特別管理加算の対象者	☐	該当	
	初回加算の算定	☐	なし	
看護・介護職員連携強化加算	指定訪問介護事業所に対するたんの吸引等に係る計画書や報告書の作成の助言	☐	あり	
	指定訪問介護事業所の訪問介護員と同行し、業務の実施状況について確認又はサービス提供体制整備や連携体制確保の会議の出席	☐	あり	
	訪問看護記録書の記録	☐	あり	訪問看護記録書
	緊急時訪問看護加算の届出	☐	あり	
看護体制強化加算 (Ⅰ)	1 算定日が属する月の前6月間において、利用者の総数のうち緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上	☐	該当	
	2 算定日が属する月の前6月間において、利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の20以上	☐	該当	
	3 算定日が属する月の前12月間において、ターミナルケア加算を算定した利用者の数が5名以上	☐	該当	
	4 指定訪問看護ステーションにおいては指定訪問看護の提供に当たる従業者の総数のうち看護職員の占める割合が100分の60以上	☐	該当	
	利用者又はその家族への説明及び同意	☐	あり	同意書等(規定はなし)
	1、2及び4の割合及び3の人数の記録(毎月)	☐	あり	台帳等(規定はなし)

点検項目	点検事項	点検結果		
看護体制強化加算（Ⅱ）	1 算定日が属する月の前6月間において、利用者の総数のうち緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上	☐	該当	
	2 算定日が属する月の前6月間において、利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の20以上	☐	該当	
	3 指定訪問看護ステーションにおいては指定訪問看護の提供に当たる従業者の総数のうち看護職員の占める割合が100分の60以上	☐	該当	
	4 算定日が属する月の前12月間において、ターミナルケア加算を算定した利用者の数が1名以上	☐	該当	
	利用者又はその家族への説明及び同意	☐	あり	同意書等(規定はなし)
	1、2及び3の割合及び4の人数の記録(毎月)	☐	あり	台帳等(規定はなし)
口腔連携強化加算	利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めている	☐	該当	
	他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定していない	☐	該当	
	口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管理指導事業所(指定居宅サービス等基準第八十五条第一項に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下同じ。)が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していない	☐	該当	
	当該事業所以外の介護サービス事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していない	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果
2. (1) ⑮ 訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化		
概要	【訪問介護、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、定期巡回・随時対応型訪問介護看護】 ★は介護予防も同様の措置を講じる場合	
○ 訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護において、職員による利用者の口腔の状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげる観点から、事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下、歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を評価する新たな加算を設ける。 【告示改正】		
単位数	<現行> (R5まで) なし <改定後> (R6から) 口腔連携強化加算 50単位/回 (新設) ※1月に1回に限り算定可能	
算定要件等	○ 事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する。(新設) ○ 事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。	
連携歯科医療機関 必要に応じて相談 訪問系サービス、短期入所系サービス事業者 口腔の健康状態の評価 介護師、リハビリテーション専門職、介護職員等 情報提供 歯科医療機関 介護支援専門員		

8:

点検項目	点検事項	点検結果	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1 看護師等ごとに研修の計画策定、実施（又は実施予定）	☐ 該当	
	2 利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議開催	☐ 該当	
	3 全ての看護師等に定期的な健康診断の実施	☐ 該当	
	4 看護師等総数のうち、勤続年数7年以上の看護師等の占める割合が100分の30以上	☐ 該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1 看護師等ごとに研修の計画策定、実施（又は実施予定）	☐ 該当	
	2 利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議開催	☐ 該当	
	3 全ての看護師等に定期的な健康診断の実施	☐ 該当	
	4 看護師等総数のうち、勤続年数3年以上の看護師等の占める割合が100分の30以上	☐ 該当	

別表中山間地域等に該当する地域(R7.4.1現在)

市町村	(1)	(2)	(3)	(1)中山間地域等における小規模事業所加算(10%)	(2)特別地域加算(15%)							
				(3)中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(5%)								⑧大臣が別に定める地域
				①半島振興	②特定農山村	③過疎	④辺地	⑤離振	⑥奄振	⑦山村		
鹿児島市												
鹿児島市	△	×	△	東桜島地区(野尻, 東桜島, 古里, 有村, 黒神, 高免, 持木)			一部地域					
吉田町	×	×	×									
桜島町	△	△	○	○		○		新島				
喜入町	○	×	○	○	○		一部地域					
松元町	○	×	○	○			一部地域					
郡山町	○	×	○	○	下伊集院村		一部地域					
鹿屋市							一部地域					
鹿屋市	△	△	○	○	新城村					高隈村		
輝北町	○	×	○	○		○						
串良町	○	×	○	○								
吾平町	○	×	○	○		○						
枕崎市	○	×	○	○		○						
阿久根市	○	×	○			○	一部地域					
出水市												
出水市	△	△	△		大川内村 出水町		一部地域	桂島		大川内村		
野田町	○	×	○			○						
高尾野町	×	×	×									
指宿市												
指宿市	○	×	○	○		○						
山川町	○	×	○	○		○						
開聞町	○	×	○	○		○						
西之表市	×	○	○			○	一部地域	○				
垂水市	○	×	○	○	○	○	一部地域					
薩摩川内市							一部地域					
川内市	△	×	△		下東郷村							
樋脇町	○	×	○			○						
入来町	○	×	○			○						
東郷町	○	×	○		○	○						
祁答院町	○	×	○		黒木村	○						
里村	×	○	○		○	○		○				
上甕村	×	○	○		○	○		○				
下甕村	×	○	○		○	○		○				
鹿島村	×	○	○			○		○				
日置市							一部地域					
東市来町	○	×	○	○	下伊集院村	○						
伊集院町	○	×	○	○	下伊集院村							
日吉町	○	×	○	○	下伊集院村	○						
吹上町	○	×	○	○		○						
曾於市							一部地域					
大隅町	○	×	○	○		○						
財部町	○	×	○	○		○						
末吉町	○	×	○	○		○						
霧島市							一部地域					
国分市	×	×	×									
溝辺町	×	×	×									
横川町	○	×	○			○						
牧園町	○	×	○		○	○						
霧島町	×	○	○		霧島村	○				○		
隼人町	×	×	×									
福山町	○	×	○			○						

市町村	(1)	(2)	(3)	(1)中山間地域等における小規模事業所加算(10%)			(2)特別地域加算(15%)				
				(3)中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(5%)							
				①半島振興	②特定農山村	③過疎	④辺地	⑤離振	⑥奄振	⑦山村	⑧大臣が別に定める地域
いちき串木野市							一部地域				
串木野市	○	×	○	○	○	○					
市来町	○	×	○	○	○	○					
南さつま市							一部地域				
加世田市	○	×	○	○		○					
笠沙町	○	×	○	○	○	○					
大浦町	○	×	○	○		○					
坊津町	○	×	○	○		○					
金峰町	○	×	○	○	阿多村	○					
志布志市							一部地域				
松山町	○	×	○	○		○					
志布志町	○	×	○	○		○					
有明町	○	×	○	○		○					
奄美市							一部地域				
名瀬市	×	○	○		○	○			○		
住用村	×	○	○		○	○			○		
笠利町	×	○	○			○			○		
南九州市							一部地域				
額姪町	○	×	○	○		○					
知覧町	○	×	○	○		○					
川辺町	○	×	○	○	○	○					
伊佐市							一部地域				
大口市	△	△	○		山野町	○				山野町	笹野、羽月山神、羽月西、青木東、針持、曾木
菱刈町	○	×	○			○					
始良市							一部地域				
加治木町	×	×	×								
始良町	△	×	△		山田村						
蒲生町	○	×	○		山田村	○					
三島村	×	○	○		○	○	一部地域	○			
十島村	×	○	○		○	○	一部地域	○			
さつま町							一部地域				
宮之城町	○	×	○			○					
鶴田町	○	×	○			○					
薩摩町	○	×	○		求名村	○					
長島町							一部地域				
東町	△	△	○			○		獅子島			
長島町	○	×	○			○					
湧水町											
栗野町	○	×	○			○					
吉松町	○	×	○			○					
大崎町	○	×	○	○		○	一部地域				
東串良町	○	×	○	○		○					
錦江町							一部地域				
大根占町	○	×	○	○	○	○					
田代町	×	○	○	○	○	○				田代村	
南大隅町							一部地域				
根占町	○	×	○	○		○					
佐多町	×	○	○	○	○	○				○	
肝付町							一部地域				
内之浦町	×	○	○	○	○	○				内之浦村	
高山町	○	×	○	○		○					
中種子町	×	○	○			○	一部地域	○			
南種子町	×	○	○			○	一部地域	○			
屋久島町							一部地域				
上屋久町	×	○	○		○	○		○			
屋久町	×	○	○		○	○		○			

市町村	(1)	(2)	(3)	(1)中山間地域等における小規模事業所加算(10%)				(2)特別地域加算(15%)				
				(3)中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(5%)								⑧大臣が別に定める地域
				①半島振興	②特定農山村	③過疎	④辺地	⑤離振	⑥奄振	⑦山村		
大和村	×	○	○		○	○	一部地域		○			
宇検村	×	○	○		○	○	一部地域		○			
瀬戸内町	×	○	○		○	○	一部地域		○			
龍郷町	×	○	○		○	○	一部地域		○			
喜界町	×	○	○			○	一部地域		○			
徳之島町	×	○	○			○	一部地域		○			
天城町	×	○	○			○	一部地域		○			
伊仙町	×	○	○			○	一部地域		○			
和泊町	×	○	○			○	一部地域		○			
知名町	×	○	○			○	一部地域		○			
与論町	×	○	○			○	一部地域		○			

[凡例：○＝全域該当，△＝一部地域該当，×＝全域非該当]

***留意事項**

(1) 旧町村名や地区名のほか、「一部地域」と記載されている対象地域については、関係市町村に詳細をお問い合わせください。
(2) 特に、辺地については、固定したものではなく、市町村の振興計画の策定状況に伴い変動することから、関係市町村に確認してください。

***各加算の概要**

- (1) 中山間地域等における小規模事業所加算（10%加算）
中山間地域等（特別地域加算の対象地域を除く）に所在する小規模事業所がサービスを行うことを評価するもの。
(2) 特別地域加算（15%加算）
特別地域に所在する事業所がサービスを行うことを評価するもの。＜（1）と（2）の同時算定不可＞
(3) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算（5%加算）
中山間地域等に居住する利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えてサービスを行うことを評価するもの。
＜各要件を満たす場合には、（1）又は（2）との同時算定可＞

(1)中山間地域等における小規模事業所加算(10%)対象地域 ＜厚生労働省告示第83号一＞

※特別地域加算対象地域を除いた以下に該当する地域

- ①半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項に規定により指定された半島振興対策実施地域
②特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域
③過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第2項の規定により公示された過疎地域
④辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地
○豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条の規定により指定された豪雪地帯及び特別豪雪地帯(鹿児島県該当なし)

(2)特別地域加算(15%)対象地域 ＜厚生労働省告示第120号＞

- ⑤離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
⑥奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島
⑦山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村
⑧豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)に定める豪雪地帯及び特別豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)に定める辺地、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第2項の規定により公示された過疎地域その他の地域のうち、厚生労働大臣が別に定めるもの ＜厚生省告示第53号＞
○小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島(鹿児島県該当なし)
○沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する離島(鹿児島県該当なし)

(3)中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(5%)対象地域 ＜厚生労働省告示第83号二＞

- ①半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項に規定により指定された半島振興対策実施地域
②特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域
③過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第2項の規定により公示された過疎地域
④辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地
⑤離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
⑥奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島
⑦山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村
○豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条の規定により指定された豪雪地帯及び特別豪雪地帯(鹿児島県該当なし)
○小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島(鹿児島県該当なし)
○沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する離島(鹿児島県該当なし)